十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）並びに分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額（以下この項において「特定収入見込額」という。）を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）と地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額並びに特定収入見込額の合算額の合計額を三で除して算定する。

［２　略］

［４　略］

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［略］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

イ、一〇九円に令和元年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［ニ　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(78,200円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G］×0.75

(78,200円×α)×A＋B－C－D－E）｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×1.040

［略］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控

二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）並びに分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額（以下この項において「特定収入見込額」という。）を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）と地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額並びに特定収入見込額の合算額の合計額を三で除して算定する。

［２　同上］

［４　同上］

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［同上］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

イ、一〇八円に平成三十年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［ニ　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛(77,400円×α)×A＋B－C－D－E｝×0.985－F＋G］×0.75

(77,400円×α)×A＋B－C－D－E）｝×0.985に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c＋d＋e＋f)×1.051

［同左］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控